

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年7月5日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第36号

京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則

京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第10条の表(22)中「第28条の4第3項」を「第28条の4第4項」に改める。

附則第8項第1号及び第2号中「第36条第1項」を「第36条」に改める。

附則第10項第1号中「(同条第2項の適用がある場合には、その適用後の金額)」を削り、同項第2号中「第35条の2の3」を「第35条の2の4」に改める。

附則中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第35条の3第12項において準用する同条第3項又は第6項の規定の適用がある場合には、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第28条第1項第1号の規定の適用については、同号中「若しくは同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは法附則第35条の3第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除」とする。

(2) 条例第28条第1項第2号又は第3項の規定の適用については、同号又は同項中「又は同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除」とあるのは、「同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は法附則第35条の3第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除」とする。

様式第31号の9 1注以外の部分中 第348条 第2項
第4項
第6項 を
第7項
第8項

「 第2項
第4項
第348条 第6項 に改め、同様式2注以外の部分中
第7項
第8項
第9項 」

「 第2項
第348条 第4項 を 第348条 第6項 に改め、同様式3注以外の部
第6項
第8項
第9項 」

「 第2項
分中 第348条 第4項 を 第348条 第6項 に改め、同様式4注以外
第6項
第7項
第8項
第9項 」

「 第2項
の部分中 第348条 第4項 を 第348条 第6項 に改める。
第6項
第8項
第9項 」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条の表(22)及び附則第10項の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

(理財局税務部主税課)